

宮崎県再置後の教員養成

日向学院高等学校

竹村 茂紀

目次

はじめに

一 県内教育の状況

- (一) 県再置時の課題
- (二) 師範学校設立以前の教員確保

二 宮崎県師範学校と小学校教員講習所の設立

- (一) 宮崎県師範学校の設立
- (二) 小学校教員講習所の設立

三 明治十九年以前の授業生

- (一) 授業生について
- (二) 明治十年代の授業生
- (三) 授業生の俸給

四 明治十九年以後の授業生

- (一) 宮崎県尋常師範学校の設立
- (二) 小学簡易科について
- (三) 小学校授業生講習所の設立
- (四) 小学校授業生免許状規則の制定
- (五) 女児教舎の授業生

おわりに

はじめに

明治五（一八七二）年八月、「自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」として「学制」が制定されて以来、小学校児童の就学と教員養成は最重要課題であった。明治政府は学制制定に先立つ明治五年五月、東京に師範学校を、翌年には他の六大学区に官立師範学校を設立した。明治十三年の「改正教育令」では、「各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」とされ、これにより師範学校が全府県に設置された。翌十四年には「師範学校教則大綱」が出され、各府県の師範学校で統一的な教員養成を開始した。

宮崎県では、明治七年に宮崎学校で教員養成が開始された。明治九年の廃県にともない廃校したが、その跡に小学師範学講習所を設置した。また同年には小林小学と加久藤小学に師範学科が設置された。¹⁾しかし師範学校・師範学科が輩出する教員数は限られており、彼らだけでは増加する生徒数、学級数に対応できなかつた。

そのような状況下で、師範学校を卒業せずとも検定試験によって教員免許状を取得できる制度が構想され、整備されるのは当然であった。明治期にはこの制度による教員免許状取得者が多く存在し、彼ら・彼女らによって小学校教育は支えられていたのである。「非師範学校系」教員養成機関の研究は、師範学校における教員養成に偏りがちな教員養成史研究において極めて重要であるといえる。

小学校教員検定試験に関してはここ十年間で数多くの研究成果がみられ、各県において教育会、師範学校、あるいは個人が教員養成に尽力した姿が明らかになっている。

これに対し宮崎県における非師範学校系教員養成に関する研究を概観すると、『宮崎県史』で多少触れられている程度で、いかなる

教育機関があり、県内の教員養成にどのような役割を果たしたのかは十分明らかになっていない。³⁾

本稿では、以上のような研究状況に鑑み、明治十六（一八八三）年五月宮崎県再置後における教員養成について考察する。その際、訓導の補佐をする程度にしか知られていない授業生についても若干の考察を加えたい。⁴⁾なお、本稿で扱う内容は明治十年代から二十年代であり、特に必要な場合を除いて本文中の元号は省略した。

一 県内教育の情況

（一）県再置時の課題

十六年宮崎県再置時の県内教育はどのような状態であったのか。多田信は次のように述べている。⁵⁾

鹿児島県から引継の学校台帳に拠れば、小学区は三百余、小学校数も三百余、立派に台帳に謄録してある、然るに小学区の区別は地勢に拠りたでもなく、経費支出の便を図りたでもなく、全く学制の標準（凡六百戸）を墨守して定めたので、住民も区域は知らず、役人すらろくろく区別は分らん、小学校も旧藩の城下とか、諸県郡地方で士族の住む麓とか、其他市街の形をなして居る場所には開けて居たが、田舎は大概閉校休止の有様で、中には影も形もない所も多かつた、教員は訓導の資格を有する者が僅に十一名、准教員が六七人、其他は皆代用教員計り、儒者もあれば医者の兼業もあり、神官僧侶の片手間仕事などで遣て居たものも多し

平成二十三年度宮崎県学校基本調査によると、県内の分校を含む小学校数は二五六校である。再置時の小学校数が多く登録されているものの、それは台帳上の数字であり、その実は惨憺たるもので

【表1】公立小学校教授者数

	訓導	准訓導	授業生	計
明治16年	15	4	774	793
明治17年	19	4	706	729
	教員		授業生	計
明治18年		34	684	718
明治19年		80	648	728
明治20年		52	576	628
明治21年		65	621	686
明治22年		83	616	699
明治23年		84	649	733
明治24年		89	689	778

明治18年からは「訓導」「准訓導」が「教員」として合算されている。
 明治16年は『宮崎県政八十年史 上巻』より引用
 明治17年以降は『宮崎県統計年鑑』より作成

数多く存在した。
 また、教員の確保には俸給面で問題があった。知事から学務委員への十七年六月二十六日付訓示によると、教員の待遇が適正に改善されなければ有能な教員も集まらなると危惧していたことがわかる。

あった。教員も、ほとんどが教員免許状をもたない代用教員で占められていた。『明治十六年宮崎県学事年報』によると、教員免許を持っている訓導・准訓導がそれぞれ十五名と四名、教員免許状を持たず訓導の補助をする授業生が七七四名であった。一方で設備の面では、東臼杵郡川内名小学校が「村内共有之家屋ヲ借受開業罷在候処、今般村内之都合有之由ニテ右解約之義申出候ニ付、七千弍百五十番地内二有之村内共有倉庫へ修繕相加へ一時致移転候、此段及御届候也」と申請したように、村内の家屋を借りたり、倉庫を改造したりした急ごしらえの教室で授業をしている学校が

学事ヲ改良シ教育ノ実効ヲ奏センニハ教員其人ヲ得ルヲ以テ最緊要事ナリトス、而シテ教員其人ヲ得ンニハ又從テ待遇ヲ渥フセサルヘカラス、今ヤ県内小学校教員ノ俸額ヲ見ルニ其寡少ナル職務ノ重要ナルニ比照シ頗ル権衡ヲ失ヒ殆ト其人ヲ得ルノ途ヲ絶ツニ至ラントス、斯ノ如クニシテ荏苒改ムルコトナクンハ学校ハ啻ニ空名ヲ守リ何ノ日カ其成績ヲ見ルコトヲ得ンヤこの訓示が出された背景には、准訓導と授業生に最低俸給額を示した示達を現任教員の適正俸給額と誤解し、もともと低かった教員の俸給がさらに減額したという一件があった。これを知った学務課は「教育上不都合不尠候」と考え、知事に「御訓示伺」を提出したのである。【表一】によると、十七年の宮崎県内には訓導はわずか十九名であった。一人の訓導も失うわけにはいかず、待遇の悪化は避けなければならなかった。県内での教員養成機関の設置と教員の養成が焦眉の急であった。

(二) 師範学校設立以前の教員確保

それでは、師範学校卒の教員が輩出されるまで、宮崎県ではどのようにして教員を確保したのだろうか。県再置から二ヶ月後の十六年七月六日、宮崎県令田辺輝実より文部卿福岡孝弟へ出された「小学校教員免許状授与之義ニ付伺」には次のように書かれていた。

従来本県下小学校ノ教授ニ従事スル者ノ内、小学各科ヲ教授スルコト初等科三年、中等科五年、高等科七年以上二及ヒ且各等科ノ生徒ヲ卒業セシメタル実績アリテ品行方正授業練熟学力優等ノ者ト認ムル者ニ限り、試験ヲ要セズ該当ノ教員免許状授与候様致度尤差急候義モ有之候ニ付、至急何分ノ御指揮相成度此旨相伺候也

教員免許状を持たなくとも教鞭をとっている者のうち、生徒を卒業

させた実績があり、品行方正で教授力に優れた者に限り、無試験で当該科の教員免許状を与えたいという県の意向があつたことがわかる。この実績とは、入学から卒業まで全体の流れを俯瞰しながら教授できるだけの経験を積んでいることを意味する。単に教員数確保のためだけでなく、有能かつ経験豊かな人材が他の職業に流出しないようにする狙いもあつた。

文部卿は県に対し、七月二十四日に「伺之趣聞届候事」と返答した。いわゆる無試験検定による教員免許状の授与が認められたのであつた。

さらに翌十七年三月八日、県は「宮崎県小学校教員免許状授与規則」を改定し、第一条で師範学校卒業証書を持たない者が学力試験により教員免許状を取得する道を明確にした。同規則第三条では学力試験に合格する教員が少ない場合は、初等科は試験科目の中から二学科以上、中等科と高等科は三学科以上の試験を課し、合格者には免許状を授与するとした。ただし、第一条による免許状【図一】と第三条による免許状【図二】とは違いがあり、第三条合格者は教育学と学校管理法を受験しなければならなかつた。第三条は、数科目でも合格点に達する能力のある者を積極的に専科教員として採用し、教員数を増加させる意図で設けられた。出願資格は十八歳以上で品行端正、体質強健な者とされ、授与される免許状は五年間有効であつた。

以上のように、師範学校卒業ではない者に対しては、検定試験や無試験検定により教員免許を与えるとともに、師範学校卒業証書をもつ者に対しては、次の史料に見えるように無試験で免許更新ができるよう制度を整えた。

師範学校卒業証書所持者中既二其証書有効年限満期ノ者処分方ノ義ハ、御省明治十四年第廿四号並二明治十五年第七号ヲ以テ夫々御達ノ趣二有之候処、右御達ニ該当スル者ノ外総テ師範学

校卒業証書ヲ所持シ二個年以上小学校教員ノ職ニ従事シ曾テ教員タルノ面目ヲ失ハサル者へハ其有効年限満期ノ後試験ヲ須キス別紙書式ニ拠リ更ニ相当ノ教員免許状授与致候ハ、目下管内教員闕乏ヲ補フノ一端トモ可相成思考候二付、至急御允准相成度此段相伺候也

【図1】

番号	初 等 科 教 員 免 許 状
年号月日	府 県 族 籍 姓 名 年 齢
宮崎県	高 中 初 右ハ学力等検定ノ上免許状ヲ授与ス則チ向後五箇年間本県小学校初・初中・各等科ノ教員タルヲ得ヘキ者也

【図2】

番号	初 等 科 何 学 ・ 何 学 教 授 免 許 状
年号月日	府 県 族 籍 姓 名 年 齢
宮崎県	高 中 初 右ハ学力等検定ノ上免許状ヲ授与ス則チ向後五箇年間本県小学校初・初中・各等科何学・何学ヲ教授スルヲ得ヘキ者也

この伺で触れている「明治十四年第廿四号」及び「明治十五年第七号」について簡単に述べておく。十四年八月十九日公布「師範学校教則大綱（文部省第二十九号達）」第十三条により、免許状の有効期限は七年間となった。しかし、十四年十二月十日「文部省第三十四号達」により、高等または中等師範学科の卒業証書を所持し、七年以上小学校教員として奉職し、品行方正かつ学力優秀な者は無試験で終身有効の卒業証書を取得できた。また十五年八月二十九日「文部省第七号達」により、師範学校教則大綱が出される以前に師範学校卒業証書を取得し、品行端正で学力優秀な者は、無試験で更に七年間有効の卒業証書を取得できた。注目すべきは、上記の二つの達に加え小学校教員として七年ではなく二年以上の経歴を有し、品行方正学力優秀であれば、無試験で教員免許状を更新できるよう宮崎県が求めたことである。

十七年三月十三日、文部卿は「書面追書並伺之通」と返答した。これにより、師範学校卒業証書所持者のうち、何らかの事情により教職を離れた者が教壇に復帰できるように考えたと考えられる。伺の中にも「目下管内教員闕乏ヲ補フノ一端」と述べていることから、この伺の目的は明らかである。

教員免許状を持っていない者には検定試験や無試験検定により、師範学校卒業者には更新条件を緩和することにより、県内の教員増加を図った。しかし、ただ数を増やせばよいという問題ではなく、教員としての学力と模範的態度とを兼ね備えた人物を選び、これらの特典を付与したのだった。

二 宮崎県師範学校と小学校教員講習所の設立

(一) 宮崎県師範学校の設立

「師範学校教則大綱」と十六年七月六日公布「府県立師範学校通則」により、師範学校における教員養成制度が整備され全国的に統一された。「師範学校教則大綱」は、同年制定の「小学校教則綱領」に対応させ、師範学校を小学校初等科教員を養成する初等師範学科、小学校初等・中等科教員を養成する中等師範学科、小学校初等・中等・高等科教員を養成する高等師範学科に分けた。修業年限を初等師範学科は一年、中等師範学科は二年半、高等師範学科は四年と規定し、学科課程表が定められた。また「府県立師範学校通則」は師範学校生徒の定員を学齢人員数により定め、実験室・寄宿舎・食堂そして附属小学校の設置を義務付けた。「師範学校教則大綱」と「府県立師範学校通則」により「公立師範学校は著しく整備された」と言われる。

宮崎県が再置された十六年五月は、このように各府県師範学校が整備され、標準化されていく時期であったが、他府県と違い、分県直後の県庁機構もまだ流動的であり、その中で師範学校設置準備への対応にまで追いつかないのが現状であった。「教育令」第三三条「各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ」を受けて、分県後の宮崎県も直ちに師範学校を設置すべきであった。しかし十六年、県から文部省へ「今夫管内小学校教員ノ欠乏ヲ告クルコト此ノ如ク急ナルヲ以テ、師範学校ヲ設置シテ教員ヲ養成スヘキハ言フヲ待タスト雖モ、是他年二期スヘキモノニシテ目下ノ急ヲ救フニ由ナキヲ以テ曩ニ従来教育ニ従事シタル成績アル者ヲ調査シ教員免許状ヲ授与スルノ法ヲ定メ、又更ニ教員免許状授与規則ヲ改正シ

テ大ニ教員ヲ得ルノ便ヲ与ヘントス¹⁶」と報告されているように、師範学校を設置して教員を養成することが重要であるとは承知しているが、まずは現在教壇に立っている者の中から成績優秀者を調査して免許状を与えることにした。「小学校教員免許状授与規則」改正については、前節で既に触れた。

この状態は翌十七年になっても変化がなかった。「県立師範学校ハ今方ニ其設置ニ従事シ建築粗成ルト雖モ未タ開業ヲナスニ至ラス、因テ申報スヘキモノナシ¹⁷」と記されており、漸く校舎が完成したばかりであり、まだ授業ができるような状態ではなかったのである。

十八年二月二十八日、創立費五五八円四九銭¹⁸をかけた宮崎県師範学校が開校した。「宮崎県師範学校規則」によると、定員は七十名、学年は二月二十一日に始まり、翌年二月二十日に終了する二学期制であった。授業日数は年間約四十週、授業時間は毎日五時間半、土曜日は三時間半で週三十一時間となっていた。

注目すべきは設置学科である。第一章第三条に「本校ハ中等及高等師範学科ノ二科ヲ置ク」と定められ、初等師範学科は設置されなかった。かわりに小学校教員講習所を設置して教員を養成した¹⁹。

(二) 小学校教員講習所の設立

十九年八月十三日、宮崎県知事田辺輝実は「師範学校生徒定員之儀ニ付伺²⁰」の中で、小学校教員講習所の設置目的を次のように述べている。

本県師範学校之儀ハ管下小学校教員ノ需用ト地方税負担ノ度ヲ参酌シ、生徒ノ定員ヲ七十名トシ客年二月開校ノ際高等師範学科生徒二十名中等師範学科生徒五十名ヲ募集シテ入学セシメ、管下最多数ヲ要スル初等科小学校ノ教員ハ別ニ小学校教員講習

所ヲ設ケテ之ヲ養成センコトヲ計画シ、講習ノ期限ヲ六ヶ月トシ生徒ノ定員ヲ五十名トシ：

宮崎県師範学校の定員七十名の内訳を高等師範学科生徒二十名、中等師範学科生徒五十名とした。そして県下に最も多い初等科小学校の教員養成機関として、師範学校とは別に小学校教員講習所を設けた。

小学校教員講習所の出願資格は、十七歳六ヶ月以上の品行方正で健康な「小学校訓導準訓導授業生又ハ其他ノ人」とされた。小学校訓導に対しては免許更新試験合格のための再教育、さらに講習所で学んだことを郡内の教員に普及させる役割が期待された。そして免許状を持たない者に対しては、検定試験に合格する学力または日々の授業の改善が期待された。特に県内で多数を占める授業生が、半年間ではあるが講習所で教員としての基礎的な知識や技能を習得することが望まれた。試験科目は、読書（稍高尚ノ仮名交り文・小学校教科用書ノ中ヲ用フ）・作文（書牘文・仮名交り文）・算術（筆算珠算ノ内四則合法）であった²¹。教科書は、『国史略』・『十八史略』・『小学教育論』に加え、『筆算摘要』などの小学校教科書であった。

講習所修了者が担当した小学校初等科では、どの科目をどの程度学習したのであろう。十七年十二月五日制定「宮崎県小学校規則」によると、初等科の教授科目は修身、読書、習字、算術の初歩及唱歌（唱歌は教授法が整ってから授業された）、体操で、教授時間は「二日五時（土曜日三時）ヲ以テ度トス、但体操ハ五時間外」であった。同規則第三章「小学各科程度」より初等科に関する箇所を抜粋し、講習修了者にどの程度の内容を教授する力が必要だったのか見てみよう²²。

第九条 修身 初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事実等ニ就キ：児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス
第十条 読書 読書ヲ分子テ読方及作文トス初等科ノ読方ハ伊

呂波、五十音、濁音、次清音、仮名ノ単語、短句等ヨリ始メテ近易ノ読本ニ入り兼テ読本中緊要ノ字句ヲ書取ラシメ詳ニ之ヲ理會セシムルコトヲ務ムヘシ

初等科ノ作文ハ片仮名、平仮名ノ書取及近易ノ庶物ニ就キテ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名ニテ単語、短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ稍進ミテハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ仮名交リ文ヲ作ラシメ兼テ口上書類ヨリ日用書類ニ及フヘシ

第十一条 習字 初等科ノ習字ハ平仮名、片仮名ヨリ始メ行書草書ヲ習ハシメ其手本ハ数字、十千、十二支、苗字、著名ノ地名、日用庶物ノ名称、口上書類、日用書類等民間日用ノ文字ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十二条 算術 初等科ニ於テハ主トシテ珠算ヲ用キ先実物ノ計方、実物ノ加減乗除、数字、算珠ノ運用、加減乗除ノ法、其応用、度量衡、貨幣ノ名義及其計算ノ法ヲ授ケ兼テ加減速算ヲ習熟セシムヘク其第三年後期ニ至リテハ筆算ヲ併セ用キ算用数字、名数、命位ノ法ヲ学ハシムヘシ

第二十四条 唱歌 初等科ニ於テハ容易キ歌曲ヲ用キテ五音以下ノ単音唱歌ヲ授ケ：凡唱歌ヲ授クルニハ兒童ノ胸隔ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シテ其美德ヲ涵養センコトヲ要ス

第二十五条 体操 初等科ノ初ハ適宜ノ遊戯ヲ以テ之ニ充テ漸次徒手運動ニ及フヘシ

中等科・高等科に比べると科目数が少なく、藩校や私塾で漢学を学習した経験のある者には教授可能であったと思われる。ただ、場合によっては一人で全教科を教えるのではなく、複数で初等科の教科を分担して教授していた可能性もある。

十九年一月十六日、学務課長遠藤正と師範学校長太田忠恕は、小学校教員講習所第一回講習修了にともない第二回講習員を三十名募集したが締切日が迫っても定員に満たなかった。その原因を兩名は、

「就中授業生ニシテ志願者ノ寡キハ或ハ募集ノ際試験ヲ要スルノ余響ニハアラザル乎ト被認候、依而考フルニ如斯クンバ寧口授業生ニ限試験ヲ須キス募集候」と述べている。特に授業生からの出願が少ないのは、講習所に入所試験が課せられているため敬遠されたのではないかと考えたのである。補助的役割とはいえ教授経験のある授業生にとつては、受験してまでも講習所に入所する魅力は感じられなかったのである。

二月十九日になって授業生の出願を増やすため、急遽授業生に限り無試験入学を許可した。既に試験期日を告知した後の決定だったので、翌二十日「這回学務課報告第二号ヲ以テ第二回講習志願ノ者ニシテ目下授業生奉職ノ者ニ限り試験ヲ須キス入学差許候」とし、志願者本人へ連絡するよう指示された。北諸郡郡山之口村・同郡山田村・児湯郡三納村の戸長宛てに通知したことが確認できる。

訓導や準訓導はもちろんのこと、授業生も毎日小学校で勤務しており、六ヶ月間も職場を離れて研修を受けることは現実的に厳しかった。学務課もその点を理解したうえで、授業生に入所を勧誘したのである。それだけ授業生への教育が必要だと考えていた。試験を免除してまでも入所を勧めた授業生とはどのようなものだったのか。次節で授業生について考察する。

三 明治十九年以前の授業生

(一) 授業生について

授業生という名称は、東京府が三年に開設した六つの小学校を翌四年十一月文部省が直轄の小学校とした際に、教員に「文部省小学訓導」と「文部省小学授業生」の語を用いたのが始まりと言われている。十四年一月三十一日「小学校教員免許状授与方心得（文部省達

第六号) 第五条において「教員ニ非スシテ授業生若クハ助手等ノ名ヲ以テ教員ニ属シ授業ヲ助クル者ノ学力ヲ検定スルト否トハ地方ノ便宜タルヘシ」と定められた。授業生は教員の授業を補佐する役目を持つこと、授業生・助手など様々な名称があること、授業生の学力試験の実施は各府県に委ねられていたことなどがわかる。本節では、「諸学校通則」「小学校教員免許規則」が制定された十九年までの授業生について考察する。

宮川秀一は明治初期兵庫県の補助員・授業生を研究し、兵庫県では補助員や授業生は「いずれも正規の教員ではないのであるから、正規の教員である訓導の指示に従って訓導の授業を助けるアシスタントに過ぎないのである。それ故その数は、正規の教員である訓導の数の三倍を越えることはできないと規定された」と述べた。宮崎県では【表一】で示したように、公立小学校教授者に占める授業生の割合が、十六・十七年では九五パーセント以上、二四年でも八五パーセントと高い数値となっている。兵庫県の規定を宮崎県でも適用しなければならなかったとしたら、混乱に陥ったであろう。

(二) 明治十年代の授業生

それでは宮崎県での授業生を見てみよう。

十七年六月二八日、宮崎県令田辺輝実より文部卿大木喬任へ以下の伺が提出された。

乾第百五十号号

小学校授業生之儀ニ付伺

宮崎県日向国南那珂郡

長倉英士

右八貴省明治十四年第二十六号達学校教員品行検定規則第一条第一款ニ抵触之者ニ候処、郡長並学務委員等ヨリ別紙之通申出

候ニ付尚事実取調候処、一時誤テ国法之問フ所トナリシト雖モ放免之后ハ頗ル悔悟謹慎之情相顕ハ□、而已ナラス常ニ身ヲ教育ニ委ネテ二飢肥小学校之盛衰ニ関シテハ与リテ力アル者ニ有之候ニ付、特別之詮議ヲ以テ授業生ニ任用致度乃チ本人履歴書等相添此段相伺候也

長倉は西南戦争が起こると西郷側で参戦し、懲役二年の判決を受けた。刑期終了後地元に戻っていたところ、彼の経験と能力をこのまま埋もれさせるのは惜しいと考えた郡長や学務委員が、彼を授業生として再び教壇に復帰させたいと特別に推薦したのである。長倉は当時四八歳十ヶ月、天保十四年より落合敬助の門に入り、翌十五年より振徳堂で田中龍蔵や平部嶠南に師事した。嘉永二年八月振徳堂主事に任ぜられ、安政元年正月には句読師に転任した。万延元年二月より文久元年七月まで江戸の安井息軒のもとで漢学を修め、同年十二月には再び句読師を拜命した。文久二年九月、句読師と寮長を兼任した。その後助教に進任したが、明治二年の藩制変革により一旦免職となり、改めて助教に任ぜられた。六年には宮崎県より三等教授に任ぜられ、その後二等教授に昇級した。刑期終了後の十三年一月には鹿児島県より準訓導に任ぜられたが十月に辞職し、十二月から板敷村仮小学に、十六年からは飢肥小学校に雇用された。ここでの雇用とは、授業生よりさらに下位の「助手」や「雇」と呼ばれるもので、当該学校が非公式に採用していたものである²⁶⁾。

長倉は藩校で学び、当代随一の学者であった安井息軒の教えを受け、江に遊学し、飢肥に戻ってきてからは句読師として振徳堂で教鞭を執るなど、教授経験も豊富であった。西南戦争で反政府側についたとはいえ、教員不足に悩む県が教育現場への復帰を願ったのは当然のことであった。

この伺いに対し文部卿から「書面伺之趣聴届候事」と返答があり、長倉は授業生として教壇に戻った。

この伺には続けて

追テ本県下人民中十年之役二一時方向ヲ誤リ遂ニ国事犯之罪ヲ得タル者往々有之候得共、本書述ル所ト全様之事実ニシテ特ニ授業生ヲタシメント欲スル者有之時ハ其都度伺ヲ経ス任用シ本人履歴書其他郡長学務委員等ヨリ差出タル具申書ヲ添へ開申候様致度右添テ相伺候也

と書き添えられていた。西南戦争に従軍した相当数の教員が西南戦争に従軍したであろうことが窺える。長倉と同様の経歴をもつ人物が他にもおり、授業生としてふさわしい者と認められる場合は、一つ一つ伺をたてず本人の履歴書と郡長や学務委員からの具申書を添えて開申するようにした。

西南戦争に従軍してはいないが、同じ南那珂郡で授業生に採用された河野通玄の例を見てみよう。四三歳十ヶ月の河野は嘉永四年より安政六年まで藩士伊東朽索、長倉常助、落合豆腐から漢学を学び、慶応元年閏五月より振徳堂で経史を研鑽した。彼もまた同二年四月より明治三年まで安井息軒のもとで勉学に励んだ。宮崎県に戻ってきてからは振徳堂主事、権助教、句読師、四等教授、準二等訓導を経て、十五年九月から翌十六年七月まで楠原仮小学校に雇われた²⁷。十七年七月より授業生として教育に携わった兩名は、それまでの

経歴や授業生としての勤務が評価され、翌十八年五月十四日に無試験で専科正教員となった²⁸。

本県平民長倉英士全士族河野通玄ノ兩名八十数年ノ間支那学ヲ修業シ博ク経史ニ涉リ、且ツ品行方正ニシテ嘗テ教員タルニ恥ツル汚行ナキハ勿論頗ル地方ニ德望アリテ修身科ノ教授ヲ善クシ教育上功勞不少者ニ付、本県小学校教員免許状授与規則ニ依リ学力試験ヲ須キス修身科教授免許状授与致度履歴書相添此段相伺候也

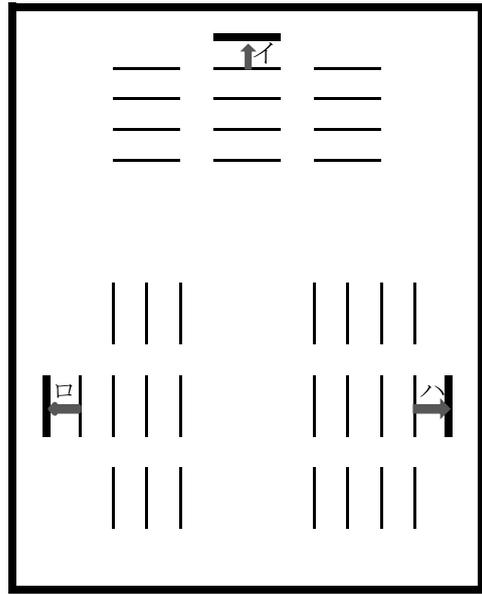
これは宮崎県小学校教員免許状授与規則第九条「碩学老儒ノ德望ア

リテ修身科ノ教授ヲ善クスル者又ハ農工商業ノ學術ニ長シ其教授ヲ善クスル者ニハ学力試験ヲ須キス文部卿ノ認可ヲ得テ特ニ該学科ノ教授免許状ヲ授与スルコトアルヘシ、尤該免許状ヲ与ヘタル者ハ訓導タルコトヲ得²⁹」を根拠としたものである。このように藩校で研鑽を重ね高い能力を持った者には、師範学校を卒業せずとも授業生を経て小学校教員になる方法があった。むしろ教員不足を解消するため、県が積極的にこの方法を採用したとも言える。ただ十九年までの授業生には、長倉や河野のような者から、多少漢学の素養をもつ者、そして小学校高等科卒業程度の者まで玉石混交の様相を呈していたのではないだろうか。長倉・河野は授業生の中でも経歴・能力において最上位に位置する者であり、授業生全体からみれば少数だったと思われる。多くの授業生は、訓導の指導と監視を受けながらどうにか授業が成立する状態だったであろう。伊沢修二「学校管理法³⁰」によると

授業生アル学校ニ於テハ教員一級ニ授業ヲ施シナカラ授業生ノ他級ヲ教授スルヲ不断監督セサルヘカラス、故ニ其教場ノ整備モ之レニ適當スルヲ要ス、即チ次図ノ如ク長方形ニシテ広闊ナル一室内ニ全級ノ生徒ヲ置キ黒板ヲ其三面ノ壁上ニ掛ケ教員ハ其位置ヲ「イ」ニ占メ授業生等ヲシテ「ロ」「ハ」ニ在ラシムヘシ、教員前記ノ如キ位置ニ高榻ヲ設ケテ座スルトキハ一目下ニ全級ノ生徒ヲ洞察シ併セテ授業生ヲ監視スルヲ得ヘシ、此類ノ学校ノ校具整理ニ就テハ其他種々ノ方法アリト雖モ先ツ此法ヲ以テ最モ其當ヲ得タルモノトス

とあるように、多くの場合は多少漢学を学んだ経験のある者か小学校卒業程度の学力の者が授業生となり、【図三】のように一人の訓導が自分の受持ち生徒に授業すると同時に、同室内で授業をする授業生にも目を光らせる場合が多かったであろう。

【図3】



伊沢修二『学校管理法』（盛松書館 明治20年）より

(三) 授業生の俸給

最後に授業生の俸給額について述べる。十八年五月から十一月の間に提出された小学校の教員俸給額をみてみよう。³¹⁾

「宮崎郡加納村船引村木原村ノ一部教育費決定額」によると、教員俸給総額二七六円のうち、準訓導四名分二〇四円、授業生二名分七二円であった。高鍋小学校では、訓導三人のうち月俸七円が一人、五円が二人、授業生九人のうち月俸四円が三人、三円が六人であった。高鍋小学校蚊浦分校では、授業生二人に三円ずつの俸給であった。蚊浦分校には訓導はおらず、授業生だけで学校を運営していた。都農小学校では、訓導への俸給額は九〇円（月俸五円が二名）、授業生へは一三二円九三銭（月俸三円が四名、二円七七銭が一名）であった。³²⁾

以上より授業生の俸給額は三円前後であったと推測できる。『日

本帝国文部省第十一年報』（明治十六年）「明治十六年公立小学校訓導準訓導及授業生給料統計表」によると、宮崎県授業生の平均給料は三円八九銭六厘であり、この推測は妥当なものであろう。³³⁾ また、高鍋小学校蚊浦分校のように、訓導がおらず、数人の授業生だけで授業が行われていた分校が県内に多数あった。

四 明治十九年以後の授業生

(一) 宮崎県尋常師範学校の設立

十九年は森有礼が初代文部大臣になり、「小学校令」「中学校令」「師範学校令」「帝国大学令」が相次いで出され、教育制度が大きく変化した年であった。教育制度だけでなく、政治的には内閣制度が発足し、近代立憲主義国家へ向かう政治体制を創設した。経済的には松方財政の影響でデフレが続ぎ、農村不況が慢性化して秩父事件等いわゆる激化事件が発生する一方、軍事費は国家予算の二五パーセントを占めるまでになった。対外的には条約改正会議が開催され、関税率改正などについて議論がなされた。このような時代背景の中、森文相は「教育は国家の繁栄のためになすものである」との考えのもと、各種学校令を公布したのである。

森文相が師範教育の重要性を特に意識していたことは「埼玉県尋常師範学校ニ於テノ演説」の一節「師範学校ニシテ其生徒ヲ教養シ完全ナル結果ヲ得ハ普通教育ノ事業ハ既二十分ノ九ヲ了シタリト云フヘキナリ、否之ヲ十分成シ得タリト云フモ可ナラン」³⁴⁾からもよく窺える。特に師範学校教育を重視した森は、「師範学校令」により師範学校を高等師範学校と尋常師範学校との二種類に分け、尋常師範学校を各府県に一校設置させた。

前年漸く開校した宮崎県師範学校は、「師範学校令」により宮崎

県尋常師範学校となった。文部省はこれを期に定員を百名に増員するよう通達した。田辺輝実知事は文部省に対し「師範学校生徒定員之儀ニ付伺」を提出し次のように述べた。³⁵⁾

本県師範学校之儀ハ管下小学校教員ノ需用ト地方税負担ノ度ヲ参酌シ、生徒ノ定員ヲ七十名トシ客年二月開校ノ際高等師範学科生徒二十名中等師範学科生徒五十名ヲ募集シテ入学セシメ、管下最多数ヲ要スル初等科小学校ノ教員ハ別ニ小学校教員講習所ヲ設ケテ之ヲ養成センコトヲ計画シ、講習ノ期限ヲ六月トシ生徒ノ定員ヲ五十名トシ即今第二回ノ講習中ニ有之、又本年二月ニ至リ附属小学校生徒授業ノ都合ヲ図リ中等師範学科私費生徒十一名ヲ入学セシメタリ、然ルニ今般師範学校令ヲ公布セラレ次テ尋常師範学校生徒募集規則ヲ定メラレ候ニ付生徒ノ学力資性等ヲ調査シ将来望少キ者八名ヲ退学セシメ現在生徒七十三名ヲ三級ニ編制セリ、今同規則第九条ニコレハ尚二十七名ヲ募集スヘキノ処本県ノ地タル面積四百有方里ニシテ頗ル狭キニアラスト雖トモ戸数僅々八万二過キス其町村ノ近接シテ尋常小学校以上ヲ設ケシムヘキモノ五十校ニ満たスシテ其部落ノ散在シテ小学簡易科ヲ置カシムヘキノ地頗ル多シ、随テ師範学校卒業生ノ数実際甚多キヲ要セスシテ別ニ小学簡易科教員ヲ養成スルノ必要アリ、又師範学校経費上ヨリ之ヲ見ルニ本年度予算金六千四百余円ニシテ二十年度ニ於テハ生徒人員ヲ八十名トスルモ学資支給ノ額ヲ増加シ其他諸般ノ改良ヲ要スルニ於テ經常経費ノ予算金壹万八百余円ニ至レリ、加フルニ校舎ノ増築費金千六百余円ヲ要シ本件地方税ノ経済上頗ル困難ノ事状アリ、依之現在生徒七十三名ニ二十年度ヨリ更ニ七名ヲ増加シ八十名ヲ以テ当分定員トシ之ヲ四学級ニ編制シ毎年大凡二十名ヲ卒業セシメ管下小学校教員ノ需用ニ供シテ欠乏ナク、又附属小学校生徒ノ授業ニ於テ敢テ差問無之様措置致度候条前頭ノ事

情御洞察之上特別御聞届相成度相伺候也

昨年二月に定員七十名で開校した宮崎県師範学校は、前述したとおり初等師範学科を置かず、初等科小学校の教員は小学校教員講習所で養成した。「師範学校令」そして「尋常師範学校生徒募集規則」が定められ、文部省は宮崎県尋常師範学校の定員を百名に増員した。これに対し知事は、百名の定員は宮崎の実情にそぐわないため八十名（一学年二十名）を定員とした。宮崎県は土地の広さに比べて人口が少なく村落が散在しているため、小学簡易科の設置が妥当であり、師範学校生徒数より小学簡易科教員数を増加させることが実情に合った政策だった。また経済面からも、師範学校生徒への学資支給と校舎増築は県財政に大きな負担となったのである。

(二) 小学簡易科について

県が教員を増員すべきだとした小学簡易科について触れておこう。

小学簡易科は「小学校令」第十五条により「土地ノ情況ニ依リテ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得、但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ」と規定された。「文部省訓令第一号小学簡易科要領」（十九年五月二十五日）に基づき、宮崎県は同年八月十六日「小学簡易科教則」を定めた。³⁶⁾小学簡易科は修業年限が三年、学科は読書・作文・習字・算術であった。一学級を六十人以内とし、学級内を学力に応じて分けることも可能であった。教授時間は週十八時間、教育課程は【表二】であった。「小学簡易科要領」に「算術ノ授業時間ハ授業時間総数ノ半以上タルヘシ」とあり、総時数十八時間のうち九時間が算術にあてられた。

小学簡易科は尋常小学校の代用との位置づけであったが、森文相は小学簡易科の重要性について、以下のように述べた。³⁷⁾

【表2】小学簡易科課程表

学科	第1年期		第2年期		第3年期	
読書	仮名・仮名ノ単語短句	6	簡易ナル漢字交リ文 緊要ナル字句ノ書取	4	簡易ナル漢字交リ文 緊要ナル字句ノ書取	4
作文	仮名ノ単語短句		簡易ナル手紙	2	簡易ナル手紙 請取証書類	2
習字	仮名・行書・日用文字	3	行書・日用文字	3	行書・日用文字 姓名字・地名字	3
算術	実物ノ計方 実物ノ加減乗除 算術用法・珠算加法	9	珠算加法・減法・乘法 暗算	9	珠算除法・度量衡 貨幣及雜題 暗算	9
時間計		18		18		18

宮崎県文書センター簿冊番号 107004 『学事関係諸令達通牒』(2-1)より作成

緊要ナルハ小学簡易科ナリ、尋常小学校高等小学校尋常中学校イツレモ緊要ナリト雖トモ之ヲ簡易科ニ比スレハ普通教育学政上之ヲ輕キモノト認メサルヲ得ス、如何ントナレハ是等ノ学校ハ元來資産アルモノ、子弟ニシテ授業料ヲ納メ得ヘキ者ヲ入学セシムル所ナレハ前途格別心配スルニ及ハサレハナリ：多数ノ無学人民ヲ以テ全国ヲ成シ世界万国ト競争センカ独立ノ交際ヲ維持スル覚束ナキノミナラス或ハ社稷ヲ危フスルモ知ル可ラス実ニ是レ国家安危ノ関スル所ナリ、故ニ小学簡易科ハ深く心配シ其教養ヲ大切ニシテ以テ他ノ不就学者ヲ就学セシムルコト最モ緊要ナリ

小学簡易科は、尋常小学校に通えない児童を教育し、「不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」ためだけにではなかつた。国家を繁栄させ、日本を世界の列強に伍する近代国家にするための教育を下支えする役割を担うよう期待されたのである。単なる「簡易」な教育を施す「代用」の小学校ではなかつた。

(三) 小学校授業生講習所の設立

それでは小学簡易科の教員を宮崎県ではどのような者が担当し、どのように養成したのだろうか。十九年八月の調査によると、宮崎県内の小学校数三四〇校のうち、簡易科は二九三校であった³⁸⁾。全体の約八六パーセントを占める小学簡易科の教育が最重要課題であることは言うまでもないだろう。

十九年六月二十一日「小学校教員免許規則(文部省令第十二号)」は、十四条で「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ府知事県令之を定ムヘシ」と規定した。これを受けて宮崎県では「文部省令第十二号小学校教員免許規則第十四条ニ基キ小学簡易科教員及小学校授業生免許規則御定可相成ノ処、簡易科小学校教員ハ小学校教員免許状ヲ有スル者若クハ授業生免許状ヲ有スル者ヨリ御任用相成差支無之様被存候³⁹⁾」とした。小学簡易科は小学校教員または授業生が担当したのである。

ここでもう一つ重要なのは、授業生免許状が定められたことである。「諸学校通則」第四条「凡教員ハ文部大臣若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」により、全ての教員は免許状を取得しなければならなくなった。授業生も例外ではなく、検定試験などを経て免許状を取得しなければならぬ資格教員となったのである。

授業生に免許状制度を導入したのは、森文相の「教育は国家の繁栄のため」という理念が強く反映している。小学簡易科の必要性については先に述べたが、簡易科で教える授業生が十九年以前のように玉石混交の様相では、近代国家日本の礎を築くには甚だ心許なかつた。授業生の教育程度を一定に保つと同時に、漢学だけではなく欧米の学問も学ばせようと考えたのである。

免許状が必要となつた授業生を宮崎県内ではどのように養成したのらう。十九年九月二日、知事は文部大臣に次のような伺を提出した。⁽⁴⁰⁾

本県小学校教員講習所ハ県下小学校教員ヲ改良スルノ目的ヲ以テ重二教職現任ノ者ヲシテ教員ニ必須ナル学科ヲ講習セシメラレ候処、今度文部省令小学校教員免許規則ニヨリ小学校教員免許状ハ師範学校卒業生及師範学校学科程度ニヨリ学力等ヲ試験シタル者ニ之ヲ授与シ授業生等免許規則ハ府県ニ於テ制定スヘキコトト定メラレ候ニ付テハ、右講習所ノ条ハ小学校授業生タラント欲スル者ニ必須ノ学科ヲ講習セシムル所トシ其修業証書ヲ得タル者ニ小学校教授生免許状御授与相成候ハ、適応ノ授業生ヲ得ヘキ様被存候ニ付講習所規則変更ノ儀文部省へ御経伺ノ上施行相成可然哉具案相伺候

宮崎県師範学校を設置した時、初等師範学科を設置せず小学校教員講習所を置き、授業生などが講習を受けたことは既に述べた。このたび授業生にも免許状が必要になつたので、小学校教員講習所を小学校授業生講習所に変更し、修了試験に合格した者に修業証書を授与し、修業証書を授与された者が授業生免許状を手にしたのだった。同年九月十四日に文部大臣から「伺之通」と許可が下りた。

この許可を受けて、宮崎県では十九年九月二日「小学校授業生講習所規則」を制定した。講習所の定員は五十名(第三条)、講師は師範学校教員をあてた(第四条)。講習教科は修身・読書・算術・理科・教育・体操であつた(第五条)。講習期間は六ヶ月、月曜日から金曜日までは五時間半、土曜日は三時間半、合計週三二時間の授業時間だつた(第六条)。講習学科の程度は以下のものであつた(第七条)。

修身 毎週三時 人倫道德ノ要旨ヲ講ス
読書 毎週八時 読方ハ漢文作文ハ漢字交り文及日用書類ヲ授

ク

算術 毎週八時 珠算ハ加減乗除雜題筆算ハ加減乗除分数小数比例利息算トシ併セテ簿記ノ概略ヲ授ク

理科 毎週三時 高等小学校ノ程度ニ抛リ之ヲ授ク

教育 毎週六時 教育学ノ大意及各学科教授法ヲ授ケ兼テ小学校教科書ヲ練習セシム

体操 毎週三時 軽体操及隊列運動法ヲ授ク

使用教科書は、『修身原論』(修身)、『日本外史』(読書)、『那然氏小学教育論』(改正教授術)(教育)、作文・算術・理科は「小学校教科書ニ依ル」とされた。フランク『修身原論』やノルゼント『小学教育論』といった翻訳書や、ペスタロッチの理論を学んで編纂した『改正教授術』といった欧米の教育理論を積極的に取り入れていたのである。

(四) 小学校授業生免許状規則の制定

授業生講習所受験資格は健康な十七歳以上の男女で、読方(漢字交じり文)・作文(漢字交じり文及び日用書類)・算術(筆算珠算のうち、加減乗除雜題)が入学試験として課せられた(第十三条)。

続いて十月八日には「小学校授業生免許規則」を制定し、第一条「小学校授業生免許状ハ小学校授業生講習所修業証書ヲ得タル者及年齢十七年以上ニシテ小学校授業生学力検定試験ニ合格シタル者ニ之ヲ授与スルモノトス」とした。免許状は三年間有効だつた。「勤務ノ経歴ニ依リ適任ト認ムル者ニハ満期ニ至リ更ニ之ヲ授与スヘシ」と記されているように、勤務状態が良好であれば更新することも可能であつた。さらに注目したいのは、第三条「管内小学校ニ於テ三ヶ年以上授業ニ従事シ品行端正授業熟練学力優等ナル者ニハ試験ヲ須キス時ニ小学校授業生免許状ヲ授与スルコトアルヘシ」である。授

業生免許状は三年以上の実務経験があり、品行端正で授業に熟練し、学力優秀と認められた者には無試験で授与されたのである。

また、「小学校授業生講習所規則」制定直後の九月二十二日には第十二条「試験ノ成績拔群ニシテ平素ノ品行亦特ニ嘉スヘキ者ニハ知事ノ認可ヲ経テ優等ノ証書ヲ授与スヘシ」を新たに加えた。その理由として「修業証書授与ノ際学力品行殊ニ優等ナル者ハ優等ノ証書ヲ与ヘ、後來授業生ノ職ニ就ニ当リ待遇ヲ加ヘル大ニ奨励ト可相成被存候」と述べられていることから、給与面での優遇を保証することによって、小学校授業生講習所での勉学を奨励したことがわかる。

授業生の地域的な偏りが出ないような配慮もなされた。⁴⁶⁾

小学校授業生講習所講習員ハ単ニ志願者ヨリ募集相成候処、或ハ各郡其平均ヲ失フ傾アリ或ハ学資ヲ得スシテ入学ニ能ハサルアリ其入学スル者ノ中ニ就テ学力浅薄ナルモノ少カラス、依之郡長ニ於テ小学校助手現勤ノ者ヨリ学力アル者ヲ撰シ之ヲ相当ノ学資ヲ給シテ入学セシムル様相成候ハ、小学教員ヲ改良スルニ於テ実益少カラサル儀ト被存候ニ付、左案御達相成可然哉相候候也

地域的偏在をなくすため、各郡から学力のある助手に奨学金を与えて講習所に入所させるよう求めたのである。授業生免許状を授与した彼らが地元に戻り、各郡の小学校教育を担う人材となるよう期待した。⁴⁷⁾

学務課から出された伺を受けて、知事は郡役所や戸長役場に「自今小学校授業生講習所ニ於テ講習員ヲ募集スルトキハ、左ノ要項ニ抛リ郡長ニ於テ部内小学校ノ助手中ヨリ二名以上五名以下ノ人員ヲ選抜シテ入学セシムヘシ」と通達した。推薦された助手には、在職する小学校より一月三円の奨学金が付与された。推薦できる助手がない場合は、募集五日前までにその理由を添えて郡長が報告しな

ければならなかった。

授業生の質の向上と数の確保のためには、十九年十月九日「町村立小学校長訓導授業生助手任免規則」第四条の「町村立小学校授業生ハ授業生免許状ヲ有スル者タルヘク又其俸給ハ月俸四円以上トス、但小学校授業生講習所ニ於テ優等ノ修業証書ヲ得タル者ノ俸給ハ月俸七円以上トス」⁴⁸⁾に示されているとおり、授業生の最低俸給額まで設定した。第一節で触れたような俸給面での待遇悪化を事前に防ぐ目的があったのである。また、講習所での成績優秀者の俸給額は一般的な授業生の二倍近い七円以上であった。⁴⁹⁾

明治十九年以降の授業生に対しては、以上のような措置が取られたが、免許状が必要となる以前の授業生に対しては、免許状の授与なども含めてどのような措置が取られたのだろうか。

以下の史料は小学校授業生免許規則制定以前に授業生になった者について述べたものである。⁵⁰⁾

明治十九年十月授業生等任免規則発令前任用シタル授業生（免許状ヲ有セサルモノ）ハ追テ試験ノ上相当ノ資格ニ依リ任用候迄従前ノ通授業ニ従事スヘキ旨御発令相成居候処、右ハ当時授業生ノ資格ヲ有スルモノ僅少ニシテ助手ノミヲ置ク学校多分ヲ占メ而シテ助手ノ任免ハ全ク戸長ノ掌ル制規ナルヲ以テ学校教員ノ進退常ナリ多少ノ弊害ヲ生センヲ恐レ免許状ヲ有セサルモノ暫ク授業生ノ資格ヲ有セシメ郡長ノ任免スル所トナシ置レタル儀ト存候、然ルニ今日トナリテハ正格ノ授業生大ニ増加シ實際右等ノ懸念ヲ要セサル様被存候ニ付左按御発令相成可然哉

十九年十月九日宮崎県令乙第四六号に「町村立小学校長訓導授業生助手任免規則相定候処、従来ノ授業生ハ追テ試験ノ上相当ノ資格ニ依リ任用候迄従前ノ通授業ニ従事スヘシ」とあり、規則制定前に任用された授業生は、暫くはそのまま授業ができた。県下にまだ授業生が少なく、学校によっては訓導どころか授業生すらおらず、助手

のみで授業を行っていたためやむを得ないことだった。しかし次第に授業生も増加したため、試験を実施することとなった。二年二月十日訓令十九号において「但該試験ニ応セサルモノ及試験不合格ノモノハ三月限解職ト心得ヘシ」と無免許の授業生を一掃し、受験させることにより授業生の教育水準を引き上げて、質の確保をはかった。

さらに無試験で授業生免許が授与された小学校授業生免許規則第三条が削除された。「当時授業生ノ資格ヲ有スル者僅少ナル折柄、一時ノ便方ニシテ良教師ヲ得ルノ道ニ於テ却テ妨ケ可有之様被存候」とあるように、無試験での免許状授与はあくまでも過渡的な措置であり、授業生が安定的に供給されるようになると、講習所修了試験に合格した者にだけ授業生免許状が授与された。これも授業生

の質の充実をはかる方策であった。講習所からは授業生として毎回四十名前後の修了者が県内各地の小学校に配置された。明治二十年四月に県に報告された小学校授業生講習所第三回免許証授与者が【表三】である。表内の丸囲み数字は成績優秀者を示す。

優等修業証書を授与された④は柳数太郎という人物である。万延

【表 3】小学校授業生講習所第 3 回免許状授与者（明治 20 年 4 月）

番号	年齢	在職ノ校名若クハ在住町村名
1	62歳7カ月	宮崎郡船引小学校
2	52歳3カ月	宮崎郡清武小学校
3	30歳9カ月	東諸県郡高岡小学校
以上試験ヲ須ラス免許状ヲ授与セシ分		
④	26歳7カ月	児湯郡高鍋小学校
⑤	25歳10カ月	北諸県郡都城小学校
⑥	21歳6カ月	北諸県郡下田橋村
7	19歳1カ月	西臼杵郡三田井小学校
8	17歳8カ月	北諸県郡広瀬小学校
9	21歳10カ月	東臼杵郡岡富小学校
10	24歳	東臼杵郡栗野名小学校
11	17歳10カ月	北諸県郡安永村
12	18歳4カ月	南那珂郡外浦小学校
13	18歳11カ月	北諸県郡野々美谷小学校
14	19歳7カ月	西諸県郡野尻小学校
15	21歳7カ月	東臼杵郡恒富小学校
16	17歳9カ月	東諸県郡糸原村
17	23歳9カ月	児湯郡心見小学校
18	20歳3カ月	北諸県郡舞鶴小学校
19	22歳7カ月	北諸県郡三股小学校
20	21歳4カ月	東諸県郡高岡小学校
21	21歳9カ月	西臼杵郡三田井小学校
22	19歳4カ月	西諸県郡飯野小学校
23	19歳1カ月	東臼杵郡高岡町小学校
24	17歳11カ月	北諸県郡庄内小学校
25	23歳1カ月	北諸県郡大牟田小学校
26	18歳2カ月	児湯郡北高鍋村
27	27歳	児湯郡都農小学校
28	18歳4カ月	宮崎郡清武小学校
29	23歳1カ月	児湯郡久保鶴小学校
30	19歳	北那珂郡中橋小学校
31	20歳8カ月	北諸県郡長田村
32	18歳	西諸県郡吉田小学校
33	21歳2カ月	児湯郡美々津町
34	18歳4カ月	児湯郡上江村
35	18歳6カ月	北諸県郡横市村
36	18歳2カ月	西諸県郡飯野小学校
37	23歳3カ月	西諸県郡上江小学校
38	21歳3カ月	西諸県郡上江小学校
39	20歳9カ月	北諸県郡庄内小学校

○囲み数字は優等修業証書を授与した者

宮崎県文書センター簿冊番号 107003『学事関係諸令達通牒』より作成

元年十月生まれの柳は明治四年より旧藩校明倫堂で漢学を修め、島田小学校を経て同九年九月より宮崎学校師範科で学んだ。十九年十一月高鍋小学校授業生となり二十年四月に修了、高鍋小学校授業生を拜命した。その後高鍋尋常高等小学校准訓導・高鍋高等小学校准訓導・宮崎県師範学校書記・日州教育会立師範学校予備科講習会講師を歴任、三七年二月には小学校本科正教員免許を取得した。翌三八年四月からは師範学校教諭松永孫三が設立した向陽学舎の教員として、尋常小学校教員の育成に尽力した⁵¹。

二十年になると、授業生数のさらなる増加と、授業生から教員への上進を意識した施策を打ち出した。一つは、「小学校授業生講習所講習員ニシテ尋常師範学校へ入学セントスル者ハ講習所在学ノ俤入学試験ヲ受ケシムルコトアルベシ」とした二十年二月一日訓令第三七号である⁵²。授業生は「校長ノ指揮ヲ承ケ訓導ノ職掌ヲ助ク」者であり、訓導の「校長ノ指揮ヲ承ケ教授ノ事ヲ掌ル」とは大きな違いがあった。県としては、将来的には訓導（本科正教員）の養成が最も必要と考えており、授業生から訓導へ上進するための便宜をはかったのである。もう一つは同年十二月の第五回講習より女子講習員を募集したことである⁵³。

女教員養成ノ端緒ヲ開クハ緊要ノ事件ニ付授業生講習所ニ於テ講習セシムル見込ヲ以テ志願者大略取調候処今日マテ拾名有之
尚志願者有之模様ニ付愈御実施相成

小学校児童の就学率向上には女子児童の就学督励が重要な鍵であり、そのためには女性教員の増加が必要だった。出願資格を尋常小学校卒業以上、「女子講習員ハ入学試験ヲ施行セス」とし、女性教員の養成を推進しようとした。二二年七月に二十名が修業証書を手にした⁵⁴。

(五) 女児教舎の授業生

小学校授業生講習所で修了証書を手にし、授業生免許状を授与された授業生たちは、公立小学校はもちろん、私立学校にも配属された。亮天社の附属として設立された女子教舎⁵⁵を例に見てみよう。

二六年九月二七日「女児教舎教員任用之儀ニ付開申」によると、訓導として白石泰吉が月額俸給八円で任用され、松井シナとともに女児教舎尋常科を担当した。白石のこれまでの経歴を追うことにより、置県後の一授業生がたどった道程を窺い知ることができる。

明治元年八月に生まれた白石は十七年より鹿児島や宮崎で漢学を学び、十九年六月から岡富小学校助手を拜命した。漢学の素養があったことによると思われる。同月末日には同校授業生となった。十月八日「小学校授業生免許規則」制定直前のことであったので、免許状は取得していない。二十年五月宮崎県小学校授業生講習所に入所し、同十一月に小学校授業生講習所を修了、授業生免許状を取得した。免許状の有効期間は二三年十月までの三年間であった。第四回講習修了者に白石の名を確認できる。同年十二月延岡町小学校授業生、二二年には延岡尋常小学校授業生を歴任した。二三年三月には東京体操伝習所・東京唱歌専門学校入学のため宮崎県を離れている。同年八月には宮崎県に戻り、延岡尋常小学校授業生を再び拜命した。十一月には授業生免許状を更新し、有効期限は二六年十月までであった。ところが二五年十二月には尋常小学校本科正教員免許状を取得し、延岡高等小学校准訓導、翌二六年四月には延岡尋常小学校訓導となった。一年に二回実施された本科正教員検定試験が数回行われた無試験検定を受験したと考えられる。

これにより、明治十年代後半において藩校や私塾で漢学の勉強をした者が、小学校助手や授業生になった例が確認できる。十九年授

業生免許制度成立以前においてはさらに顕著であつたらう。漢学の素養を持つ者に西欧の教育理論を教え、日本を列強に並ぶ強国にするため、国家繁栄に寄与する教育ができる知識、技能を身につけさせるのが、小学校授業生講習所の役割であつた。また修了者の中には、柳のように明治後期から大正期にかけて県内の教員養成を担う人材も出たのである。

白井氏とともに名前の挙がった松井シナと、二七年五月十五日「私立延岡女児教舎正教員任用開申書」に新たに記述のある石川タケは、ともに第五回講習で修了証書を手にした女子講習員であつた。二一年七月二六日に知事から出された告示に両名の氏名を確認できる。ここでは石川の経歴を追つてみよう。⁵⁸⁾

明治三年五月に生まれた石川は、九年二月女児教舎に入り、十七年十二月中等科を卒業した。二十年十二月より二一年七月まで小学校授業生講習所で学び、白石と同じく三年間有効の小学校授業生免許状を取得した。二四年六月には免許状を更新し、二七年まで有効であつた。二六年、石川も白石と同様に尋常小学校本科正教員免許状を取得した。当時県内の女性正教員数は、公立では宮崎郡に一名、私立は東臼杵郡の女児教舎に二名だけであつた。⁵⁹⁾ 石川は県内で三名しかいない正教員の一人であつた。⁶⁰⁾

小学校授業生講習所を修了した毎年八十名近くの授業生は、県内の公立小学校ばかりでなく、私立学校へも配属され、県内の初等教育を支えていたのである。その中には授業生として教壇に立ちながら尋常小学校本科正教員免許状を取得し、石川のように県内でも数少ない女性正教員として活躍した人物もいたのである。

おわりに

宮崎県では十六年五月再置直後、免許状を持たない授業生をかかえて小学校教育が始まつた。授業生数は、訓導に比して五十倍にものぼつた。師範学校設置準備と同時に、授業生など非正規教員に対して積極的に検定試験や無試験検定受験を奨励し教員数増加を図ることが、小学校児童の就学率の向上と並んで緊急の課題であつた。

一八年二月に宮崎県師範学校設置に伴い小学校教員講習所を設立し、慢性的教員不足の解消と授業生など非正規教員の学力向上を目指したが、期待された成果を挙げたとは言いがたい。特に授業生に対しては無試験で入所できる特典を与えたが、入所者数の増加にはつながらなかつた。藩校や私塾で学んだ経験のある者は、小学校教員講習所の講習にそれほど魅力を感じなかつた。学制制定以来十五年以上経過したが、初等学科の授業は、藩校や私塾、宮崎県では飢肥藩の振徳堂や高鍋藩の明倫堂で学んだ者から小学校卒業程度の学力の者までが授業生として教壇に立つていた。小学校教員を養成しなければならぬという方針は理解しつつも、免許状制度が導入される前は、教員数の確保を第一命題として授業生が採用された。もちろん同じ授業生といえども、学力や指導力のばらつきが大きかつた。一九年の小学校教員免許規則は授業生にも大きな変化をもたらした。授業生も免許状が必要とされたのは、森文相が「国家繁栄のため教育」のためには授業生の質的向上が必要だと考えたからである。

宮崎県では小学校教員講習所を小学校授業生講習所と改編し、授業生を養成した。使用教科書などからも、従来の漢学の素養に加えて、欧米の教育理論を学習した人材の育成を目標としたことがわかる。簡易科での教育を担った授業生は単に訓導を補佐する役割を求

められたのではなかった。欧米列強に後れを取らない近代国家を建設するため、その土台を築く役割を期待されたのである。それに応えるべく、授業生免許状を取得した後に本科正教員となり小学校教育に尽力したり、大正期以降の教員を養成する人物も現れたのであった。

【註】

- (1) 『宮崎県史』通史編近現代一、二四一頁・六五七頁。小学師範学講習所はその後西南戦争により閉校している。
- (2) 野村新・佐藤尚子・神崎英紀編『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究』（溪水社、平成十三年）。釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説—小学校教員検定試験制度を中心に—』（学文社、二〇一二年）。笠間賢二『小学校教員検定に関する基礎的研究—宮城県を事例として—』（『宮城教育大学紀要』第四二巻、二〇〇八年）。山本朗登「明治期兵庫県における小学校教員検定試験制度の設立過程に関する研究」（『神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要』第一巻第一号、二〇〇七年）。大迫章史「広島県私立教育会による教員養成事業」（梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、二〇〇七年）など。
- (3) 宮崎県では明治二八年に師範学校予備科を設置し、同三二年に定員を増加して師範学校本科入学前の予備教育を行った。同三七年に予備科が廃止されてからは日州教育会が師範学校予備講習会を開き、翌三八年からは師範学校教師松永孫三が私立向陽学舎を開校し、尋常小学校本科正教員・准教員養成のための教育機関となった。
- (4) 非師範学校系教員養成に関する研究が多くある中で、授業

- 生に関するものはあまり多くない。授業生研究の嚆矢は、宮川秀一「明治前期の小学校教員—とくに補助員・授業生について—」（『大手前女子大学論集』第十九号、一九八五年）であろう。遠藤健治は十年以上にわたり授業生の研究を精力的に続けている。遠藤健治「小学校補助教員の研究—第一次小学校令期、地方諸令規により定められた授業生免許状の書式」（早稲田大学教育学部『学術研究 教育・社会教育・体育学編』第四十八号、二〇〇〇年）。同「小学校補助教員の研究—第一次小学校令期、地方諸令規により定められた授業生免許状の授与者と有効区域の関係」（『早稲田大学大学院教育学研究紀要』第十号、二〇〇〇年）。同「小学校補助教員の研究—第一次小学校令期、地方諸令規により定められた授業生免許状の取得年齢、有効年限」（早稲田大学教育学部『学術研究 教育・社会教育・体育学編』第四十九号、二〇〇一年）など。
- (5) 「多田信氏談」松尾宇一『宮崎県再置三十年記念誌』大正三年、七九頁。
 - (6) 『宮崎県政八十年史 上巻』昭和四二年、七〇八頁。
 - (7) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇二五『町村立小学校設置廃止及設備学校基本財産』（二一一）
 - (8) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇二『学事関係諸令達通牒』
 - (9) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』（二一一）
 - (10) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』（二一一）
 - (11) 石川県は明治十三年「公立小学校教員聘用規則」において、「授業法講習済ノ証書ヲ有シ満ニケ年間授業ニ従事シ現ニ在勤ノ者」を教員として認めた。（『富山県教育史 上巻』昭和四六

年、六四六頁）各県においても、教育数確保の施策を講じていたことがわかる。

(12) 小学校教則綱領において、初等科と中等科の修学期間はそれぞれ三年、高等科は二年となった。

(13) 文部省『学制百年史』昭和四七年、二四二頁。

(14) 同年同月日に佐賀県が長崎県より、富山県が石川県より分県している。佐賀・富山両県とも宮崎県より早く、明治十七年に師範学校を開校している。

(15) 宮崎県庁は七月一日に開庁したが、直後の同月十二日には租税課を増設し、翌十七年には租税課は収税課と改められ、地方費課が新設されるなど、組織編成の途上であった。（『宮崎県史』通史編 近現代一 四〇九頁。）

(16) 『文部省第十一年報 明治十六年』七六一頁。

(17) 『文部省第十二年報 明治十七年』四五七頁。

(18) 『明治十八年宮崎県統計書』二二二頁。

(19) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）

(20) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）

(21) 試験科目はもう一科目あるが、史料が綴じられているため判読できない。小学校初等科の授業教科が修身・読書・習字・算術・唱歌・体操であるので、判読できない試験科目は修身・習字・唱歌・体操のいずれかと想定される。

(22) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇〇二一七 『本県令達』

(23) 明治十六年から十八年の『宮崎県統計書』を見ると、授業生数は小学校数の二倍以上であり、一校あたり二名ないし三名の授業生がいたと考えられる。

(24) 倉沢剛『小学校の歴史 第1』ジャパンライブラリービュー

ロ一、一九六三年、六二六頁。

(25) 宮川秀一前掲論文一四〇頁。ただし、実際はこの規定を越えている学校が相当数あったとも述べている。

(26) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）。凶師幸憲『飢肥藩先人伝』昭和五一年、八六・八七頁。

(27) 山之城民平『近世飢肥史稿』（昭和五四年、三五六・三五八頁）。

(28) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）

(29) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇〇二一七 『本県令達』

(30) 伊沢修二『学校管理法』（盛松書館、明治二十年）十三頁。

(31) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇二七 『町村立小学校設置廃止及設備学校基本財産』（二一一）

(32) 都農小学校は開校して九ヶ月しかたっていないため、俸給総額も九ヶ月分となっている。

(33) 「明治十六年公立小学校訓導準訓導及授業生給料統計表」には、当時の宮崎県における授業生給与最高額が二〇円、最低額が六〇銭と書かれている。二〇円という金額は訓導の最高額と同額である。

(34) 日下部三之介編『文部大臣森子爵之教育意見』二頁。

(35) 簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）

(36) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達通牒』（二一一）

(37) 「十一月五日文部大臣和歌山県尋常師範学校ニ於テ群区長常置委員及学校長へ説示ノ要旨」『文部大臣森子爵之教育意見』明治二一年、一四九・一五〇頁。

(38) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四 『学事関係諸令達

- 通牒』(一一一)
- (39) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (40) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (41) 原著は Adolphe Franck *Éléments de Morale*, 1872
- (42) 原著は Charles Northend, *The Teacher and Parent: A Treatise Upon Common-School Education*, 1853.
- (43) 宮崎県のもとは未見であるが、埼玉県・愛媛県・群馬県・秋田県・広島県などでは、授業生試験問題集が編纂された。国立国会図書館近代デジタルライブラリーで閲覧できる。
- (44) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (45) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (46) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (47) 「町村立小学校校長訓導授業生助手任免規則第三条」 「町村立小学校授業生八戸長ノ申請ニヨリ郡長之ヲ任免黜陟ス但時宜ニヨリ戸長ノ申請ヲ俟タス直ニ之ヲ任免スルコトヲ得」とあるように、戸長の申請により、郡長が授業生の任免権を持っていたことが分かる、授業生は郡単位で掌握されていた。
- (48) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇四『学事関係諸令達通牒』(一一一)
- (49) 同規則によると、小学校訓導の俸給は八円以上とされた。
- (50) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇三『学事関係諸令達通牒』
- (51) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇九九『各種学校私立小学及教育会』(一一一)
- (52) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇三『学事関係諸令達通牒』
- (53) 宮崎県文書センター簿冊番号一〇七〇〇三『学事関係諸令達通牒』
- (54) 女子講習員の募集はこの一回で頓挫してしまった。その理由は応募者がいないことと、監督法が整理されていないためであった。(『宮崎県史』通史編近代一、六六一-六六三頁。)
- (55) 女児教舎は九年四月設立、三四年四月に私立延岡女学校と改称し、昭和四年には県立延岡高等女学校となった。
- (56) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇九一『各種学校私立小学及教育会』(一一一)
- (57) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇九一『各種学校私立小学及教育会』(一一一)
- (58) 宮崎県文書センター簿冊番号二五〇九一『各種学校私立小学及教育会』(一一一)
- (59) 『明治二七年宮崎県統計書』一六二頁。
- (60) 東臼杵郡のもう一名は、同じ女児教舎で教鞭をとっていた成瀬エイである。成瀬は小学校高等科卒業後、検定により小学校准教員免許状を取得し、石川と同日に小学校本科正教員免許状を取得した。